

同居家族に対する訪問介護の取扱いについて（案）

1. 基本的考え方

訪問介護の運営基準上、同居家族に対して訪問介護を行うことは認められていないが、離島、僻地その他の地域においては、指定事業者による訪問介護だけでは十分な訪問介護サービスの提供が期待できない場合がある。したがって、こうした地域においては、基準該当居宅サービスとして、市町村（保険者）の判断により、当該市町村の区域内に限り、訪問介護事業者の訪問介護員等（介護福祉士及びホームヘルパー養成研修修了者をいう。以下同じ。）が自らの同居家族に対してサービスの提供を行うことを、一定の要件の下で認めるものとする。

2. 基準該当の要件

市町村が、基準該当居宅サービスとして、訪問介護員等が自らの同居家族に対しても訪問介護を行うことを認めることができるのは、当該訪問介護が次の要件を満たす場合とする。

- (1) 当該訪問介護の提供を受ける者が、指定事業者による訪問介護だけでは十分な訪問介護サービスの提供が期待できないと市町村が判断した地域に住所を有すること。
- (2) 居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画に従い、訪問介護事業所の責任者の具体的な指示に基づいて行われること。
- (3) 入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）をその主たる内容とすること。
- (4) 訪問介護員等がその同居家族を介護する時間の全勤務時間に占める割合が、概ね2分の1を超えないこと。

3. 市町村による承認の手續及び指導

- (1) 市町村は、同居家族に対する訪問介護を行おうとする訪問介護員等が所属する訪問介護事業所から、居宅サービス計画の写し等、2.の要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これに基づき基準該当居宅サービスとしての実施を認めるものとする。
- (2) 市町村は、いったん承認した同居家族に対する訪問介護について、事後的に2.の要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に行った保険給付の返還を求めるものとする。
- (3) 市町村は、上記の要件に違反した訪問介護が行われている場合は是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われる居宅サービスとして、家族ヘルパ

一による訪問介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わせられているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び訪問介護事業者に対して行うものとする。

4. その他

この同居家族に対する訪問介護の取扱いについては、制度施行後3年を目途に、その実施状況を踏まえ、再度、医療保険福祉審議会で検討するものとする。